

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ) 法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。）により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について措置法第65条の8第3項により下記のとおり届け出を行い、措置法施行令第39条の7第42項により書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係る分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		年 月 日
譲 渡 資 産	種 類	
	構 造 又 は 用 途	
	規 模（土地等の場合は面積）	
	所 在 地	
	譲 渡 年 月 日	年 月 日
買 取 換 得 資 産 見 込 資 産 又 は 資 産	種 類	
	構 造 又 は 用 途	
	規 模（土地等の場合は面積）	
	所 在 地	
	取 得（予定）日	年 月 日
表の各号の該当区分		
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税 理 士 署 名													
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認				

05.06改正

（規格A4）

## 適格分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした 期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 法人が適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」といいます。）第39条の7第42項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項	措置法第65条の8第3項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項若しくは措置法第65条の8第8項又は措置法第65条の8第2項に規定する分割承継法人等又は同条第2項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (2) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項若しくは措置法第65条の8第8項又は同条2項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (3) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び譲渡年月日を記載してください。  
なお、資産が船舶である場合は、「所在地」欄の記載は要しません。
- (4) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得をする見込みである資産の種類、構造又は用途（取得見込資産の場合は構造）、規模（土地等にあつては、その面積）、所在地及び取得（予定）年月日を記載してください。  
なお、資産が船舶である場合には、「所在地」欄の記載は要しません。  
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産のその適用に係る措置法第65条の7第1項の表の各号の区分を記載してください。
- (5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定により損金の額に算入される措置法第65条の7第9項に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (7) 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第39条の7第42項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。